

令和 5 年度
津田財産区決算審査意見書

枚 方 市 監 査 委 員

※文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満を四捨五入して表示した。したがって、総額と内訳等の合計が一致しない場合がある。

枚 監 査 第 2 2 1 号
令和 6 年（2024 年）11 月 13 日

枚方市津田財産区管理者
枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	番 匠 映 仁
同	一 原 明 美

令和 5 年度枚方市津田財産区会計決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 5 年度枚方市津田財産区
会計歳入歳出決算について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

1. 審査の対象

令和5年度枚方市津田財産区会計決算

- 〃 枚方市津田財産区会計歳入歳出決算事項別明細書
- 〃 枚方市津田財産区会計実質収支に関する調書
- 〃 枚方市津田財産区財産に関する調書

2. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されているか、また、会計管理者及び関係部局が所管する諸帳簿との照合、点検並びに検討を行い、計数の正確性、財政状況、予算執行の適否を確認するとともに、関係職員から聴取して行った。

3. 審査の期間

令和6年(2024年)7月8日から令和6年(2024年)11月12日まで

4. 審査の結果

歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は諸帳簿等と照合したところ符合して正確であり、予算執行及び事務処理については、例月現金出納検査等を通じて検査した結果、おおむね良好に処理されていた。

5. 決算の概要

当年度の歳入歳出予算現額 5,464 万 4 千円に対する決算額は、

歳	入	5,462 万 7 千円
歳	出	5,397 万円

で、歳入歳出差引き 65 万 7 千円の黒字で、同額が翌年度へ繰り越されている。

6. 収支の状況

(1) 歳 入

決算額は 5,462 万 7 千円で、予算現額に対する執行率は 100.0%である。

前年度と比較すると 1,053 万 8 千円 (△16.2%) 減少している。

歳入の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

科 目	5 年 度				4年度 決算額	対前年度比較	
	予算現額	決算額	執行率	構成比		増減額	増減率
財 産 収 入	51,548	51,561	100.0	94.4	62,328	△ 10,767	△ 17.3
繰 入 金	2,030	2,001	98.6	3.7	2,000	1	0.1
繰 越 金	1,065	1,064	99.9	1.9	837	227	27.1
諸 収 入	1	0	0.0	—	0	0	—
合 計	54,644	54,627	100.0	100.0	65,165	△ 10,538	△ 16.2

財産収入 5,156 万 1 千円は、前年度に比べ 1,076 万 7 千円（△17.3%）減少している。その主な理由は、当年度は土地売却収入がなかったことによるものである。

財産収入の内訳は、土地貸付収入 4,072 万 6 千円、入会権貸付対価収入 1,046 万 3 千円、預金利子 37 万 3 千円である。

繰入金 200 万 1 千円は、前年度と比べ 1 千円（0.1%）増加している。これは、当年度から新たに金融機関の手数料が生じたことによるものである。

(2) 歳 出

決算額は 5,397 万円で、予算現額に対する執行率は 98.8%である。

前年度と比較すると 1,013 万円（△15.8%）減少している。

歳出の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

科 目	5 年 度				4年度 決算額	対前年度比較	
	予算現額	決算額	執行率	構成比		増減額	増減率
議 会 費	7,136	6,917	96.9	12.8	7,053	△ 136	△ 1.9
総 務 費	29,282	28,876	98.6	53.5	30,918	△ 2,042	△ 6.6
諸 支 出 金	18,176	18,176	100.0	33.7	23,959	△ 5,783	△ 24.1
繰 出 金	0	0	—	—	2,170	△ 2,170	皆減
予 備 費	50	0	0.0	—	0	0	—
合 計	54,644	53,970	98.8	100.0	64,100	△ 10,130	△ 15.8

総務費は 2,887 万 6 千円で、前年度に比べ 204 万 2 千円（△6.6%）減少している。その主な理由は、地区公共事業費は 243 万 5 千円（43.1%）増加したものの、当年度は土地売却収入がなかったことから前年度に比べ財産管理費が 434 万円（△17.6%）減少したことによるものである。

総務費のうち、一般管理費は 47 万 4 千円で、前年度に比べ 13 万 6 千円（△22.3%）減少している。その主なものは、弁護士顧問契約に係る委託料 39 万 6 千円及び庁用器具費 6 万円である。

財産管理費は 2,031 万 2 千円で、全額が津田共有林組合への入会権補償金である。また、地区公共事業費は 809 万 1 千円で、交付金 809 万円及び振込手数料 1 千円である。交付金の主なものは、枚方市津田財産区会館（津田連合会館）管理運営補助金 361 万 1 千円をはじめ、津田会館外壁等改修事業 200 万円、津田会館等維持管理事業 60 万円、大峰公民館維持管理事業 54 万円、及び津田駅前区集会所管理事業 51 万円などである。

諸支出金 1,817 万 6 千円は、全額が基金積立金で、前年度に比べ 578 万 3 千円（△24.1%）減少している。その主な理由は、当年度は財産処分がなかったことなどから、余剰金が減少したためである。

7. 財産に関する調書

基金の年度末現在高は 5 億 6,769 万 3 千円で、安全かつ有利に運用するために地方債を購入し、ペイオフ対策として定期預金は 6 つの金融機関に分散し預け入れ、残額を決済用として預金し、その通帳等は会計管理者が確実に保管している。

また、公有財産のうち、土地の年度末現在高は 1,070,351.90 m²であり、山林の年度末現在高は 2,279,195.51 m²である。

なお、山林のうち 1,211,150.61 m²は、その他の権原（入会権）によるものである。

[む す び]

財産の処分、貸付け等に当たっては、地方自治法第 296 条の 5 に規定する財産区運営の基本原則に今後とも十分配慮するとともに、地域公共事業等交付金については、その趣旨である地域住民の福祉増進のために支出するなど、常に事業内容に留意するよう要望する。

また、基金については、金融情勢を的確に把握し安全面に配慮しながら、確

実かつ有利な運用に留意し、引き続き適切な公金管理に努めることを要望する。